

# 岩国市営住宅・市営改良住宅 特定公共賃貸住宅・若者定住住宅・単独定住住宅 募集のしおり

岩国市営住宅、市営改良住宅、特定公共賃貸住宅、若者定住住宅、単独定住住宅に入居を希望される方は、この募集のしおりをよく読んで申込みをしてください。

なお、入居者資格がない場合には、入居者資格審査において失格となり入居できませんので、特にご注意ください。

募 集 月	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>空家募集</u>は、4、7、10、1月の年4回です。 ただし、募集の締め切り後において申込みがなかった住宅については随時入居できる場合があります。</li><li>・ <u>新築募集</u>は、新たに住宅を建設した場合に募集します。</li></ul>
申込書の 受付期間	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>空家募集</u>は、募集月の20日から月末までの郵便局の消印があるものが有効です。</li><li>・ <u>新築募集</u>は、新築時にお知らせします。</li></ul>

## 市営住宅等における暴力団員排除の取組みについて

岩国市では、国の「公営住宅における暴力団排除について」の基本方針を踏まえ、申込者、同居又は同居しようとする親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員）である場合には、入居決定しません。

このため、入居しようとする方が暴力団員ではないことを申込みで誓約をいただくとともに、暴力団員に該当するか否かについて警察に照会します。

## ☆はじめに☆

岩国市の市営住宅には、家族や単身者向けの一般住宅と心身障害者や高齢者世帯向けなどの特定目的住宅が、また、市営改良住宅には家族向けの一般住宅と店舗を営む方向けの店舗付住宅があります。

市営住宅などでは、持家・土地等の資産がある方や法で定める収入基準を超えている方など、申込みができない場合があります。それぞれの住宅について申込みの要件が異なりますので、この募集のしおりをよく読んで入居者資格等を確認してから、申込みをしてください。

入居者資格は、公営住宅法や岩国市営住宅条例等で明確に制限されており、民間の賃貸住宅とは異なるところですので、特にご注意ください。

## ☆優先入居制度のご案内☆

岩国市では、市営住宅と市営改良住宅の一般住宅の募集において、同一団地内に同一住戸タイプの募集戸数が2戸以上ある場合に、優先枠住戸を設定して高齢者や障害者などの優先枠対象者のみを対象に抽選を行います。

さらに、優先枠対象者は、優先枠住戸の抽選に落選した場合でも、一般枠住戸でもう一度抽選に参加できるというダブルチャンスがあります。

優先枠対象者の要件や詳しい制度の内容等はこの募集のしおりで、優先枠住戸の募集状況は募集状況一覧表で確認してから、申込みをしてください。

## ☆個人情報の保護について☆

岩国市および岩国公営住宅管理協会では、個人情報を取り扱う目的を明確にし、必要な範囲内でのみ収集します。収集した個人情報については、適正に管理し、漏えいや滅失を防止するため細心の注意を払い、目的外には利用や提供はしません。

## 目次

1	入居者資格について	1
	(1) 一般住宅（市営住宅・改良住宅）	1
	(2) 特定目的住宅（市営住宅）	2
	(3) 特定公共賃貸住宅・若者定住住宅・単独定住住宅	2
2	申込みから入居までの流れ	4
3	申込みの無効・失格と注意事項について	5
	(1) 申込みの失効・失格	5
	(2) 注意事項	5
4	優先入居について（市営住宅・改良住宅）	6
	(1) 優先枠対象者	6
	(2) 内容	6
	(3) 抽選の概略図	6
5	入居者資格審査について	8
	(1) 入居者資格審査	8
	(2) 入居者資格審査で失格となった場合の取扱い	9
	(3) 入居手続きについて	9
6	収入基準について	10
	(1) 申込資格における収入基準	10
	(2) 給与所得者が2人の場合の計算例	10

※申込書記入例、申込書

# 1 入居者資格について

## (1) 一般住宅（市営住宅・改良住宅）

市営住宅と市営改良住宅の申込みをされる方は、次の①から⑥のすべての条件を満たしている必要があります。

### ① 同居又は同居しようとする親族（婚姻の予定者及び内縁の配偶者を含みます）がある方

- ・ 友人等の寄合世帯での申込みや、世帯を不自然に分割（合併）した申込みはできません。（例…DVによる保護命令を受けている場合を除き、戸籍上の夫婦を同一世帯としない申込み）
- ・ 婚姻予定で申込みをされる方は、当該募集の申込み締切日から3ヶ月以内に確実に結婚し、入居できることが条件です。

### ※ 単身での申込みが可能な場合

市営住宅には単身者向けの住宅があります。この住宅については、次のア～サのいずれかに該当する必要があります。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることができず、又は受けることが困難であると認められる方は、単身での申込みはできません（加えて、精神障害者又は知的障害者の方は、必要な居住支援体制が受けられることも必要です。）。

- ア 60歳以上の方
- イ 身体障害者（障害程度1級から4級）
- ウ 精神障害者（障害程度が1級から3級）
- エ 知的障害者（ウの精神障害の程度に相当する程度）
- オ 戦傷病者（障害程度が特別項症から6項症まで又は第1款症である方）
- カ 原子爆弾被爆者
- キ 生活保護を受けている方又は中国残留邦人等の支援給付を受けている方
- ク 海外からの引揚者（引き揚げた日から5年以内の方）
- ケ ハンセン病療養所入所者等
- コ DV被害者（施設の保護終了日又は裁判所の保護命令決定日から5年以内の方、又は婦人相談所等による配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書等が発行されている方）
- サ 過疎地域（錦・美和総合支所管内）の市営住宅に入居する方
- シ 犯罪被害者等（犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった方）

### ② 法で定める収入基準に該当している方

- ・ 申込者の世帯の総所得（同居する家族全員の過去1年間における所得税法第2編第2章第1節から第3節までの例に準じて算出した所得金額）から該当する所得控除の額を控除して12等分した額（政令月収）が次の範囲でなければなりません。

◎ 市営住宅158,000円（※裁量世帯については、214,000円）

ただし、過疎地域（錦・美和総合支所管内）の市営住宅に入居する世帯については259,000円

◎ 改良住宅114,000円（※裁量世帯については、139,000円）

なお、政令月収の算定は、10ページの収入基準についてをご覧ください。

※裁量世帯

ア 入居しようとする方が次のいずれかに該当する場合

- ・ 入居申込者が60歳以上（単身者の場合）
- ・ 入居申込者が60歳以上で、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満

イ 入居しようとする方の中に次のいずれかに該当する方がおられる場合

- ・ 身体障害者（1から4級）、戦傷病者（特別項症から第6項症まで又は第1款症）、精神障害者（1級又は2級）、知的障害者（A又はB）、原子爆弾被爆者、引揚者、ハンセン病療養所入所者等

ウ 小学校就学前の子どもがいる世帯

エ 過疎地域（錦・美和総合支所管内）の市営住宅に入居する世帯

③ 現在、住宅に困っておられる方

- ・ 入居者及び同居者名義の持家・土地等の資産がある方は申込みができません。（岩国市以外の資産を含む）
- ・ 市営住宅や県営住宅に入居している方は、申込みができません。

④ 市町村税を滞納していない方（同居者を含む）

⑤ 未納の市営住宅等使用料等の滞納がない方（同居者を含む）

⑥ 申込者、同居又は同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

## (2) 特定目的住宅（市営住宅）

高齢者世帯や世帯の中に障害者の方がおられる場合など、一定の要件を満たす方だけが申込める市営住宅です。

いずれの場合も、前ページの（1）で述べた入居者資格要件を満たすことが必要です。

① 心身障害者向住宅

入居しようとする方の中に次のいずれかに該当する方がいる場合

- ア 身体障害者（障害程度が1級から4級）
- イ 戦傷病者（障害程度が特別項症から6項症まで又は第1款症）
- ウ 精神障害者（障害程度が1級又は2級）
- エ 知的障害者（療育手帳がA又はB）

② シルバーハウジング（高齢者世帯向住宅）

次の要件をすべて満たす場合

ア 入居しようとする方が次のいずれかであること

- ・ 60歳以上の方のみからなる世帯（60歳以上の単身者含む）
- ・ 60歳以上の方及びその配偶者のみからなる世帯

イ 入居しようとする方が日常生活（歩行、自炊及び食事、着脱衣、入浴、排泄等）に支障がない程度に健常であること

③ 多家族向住宅

次のいずれかに該当する場合

ア 入居しようとする方の人数が5名以上の場合

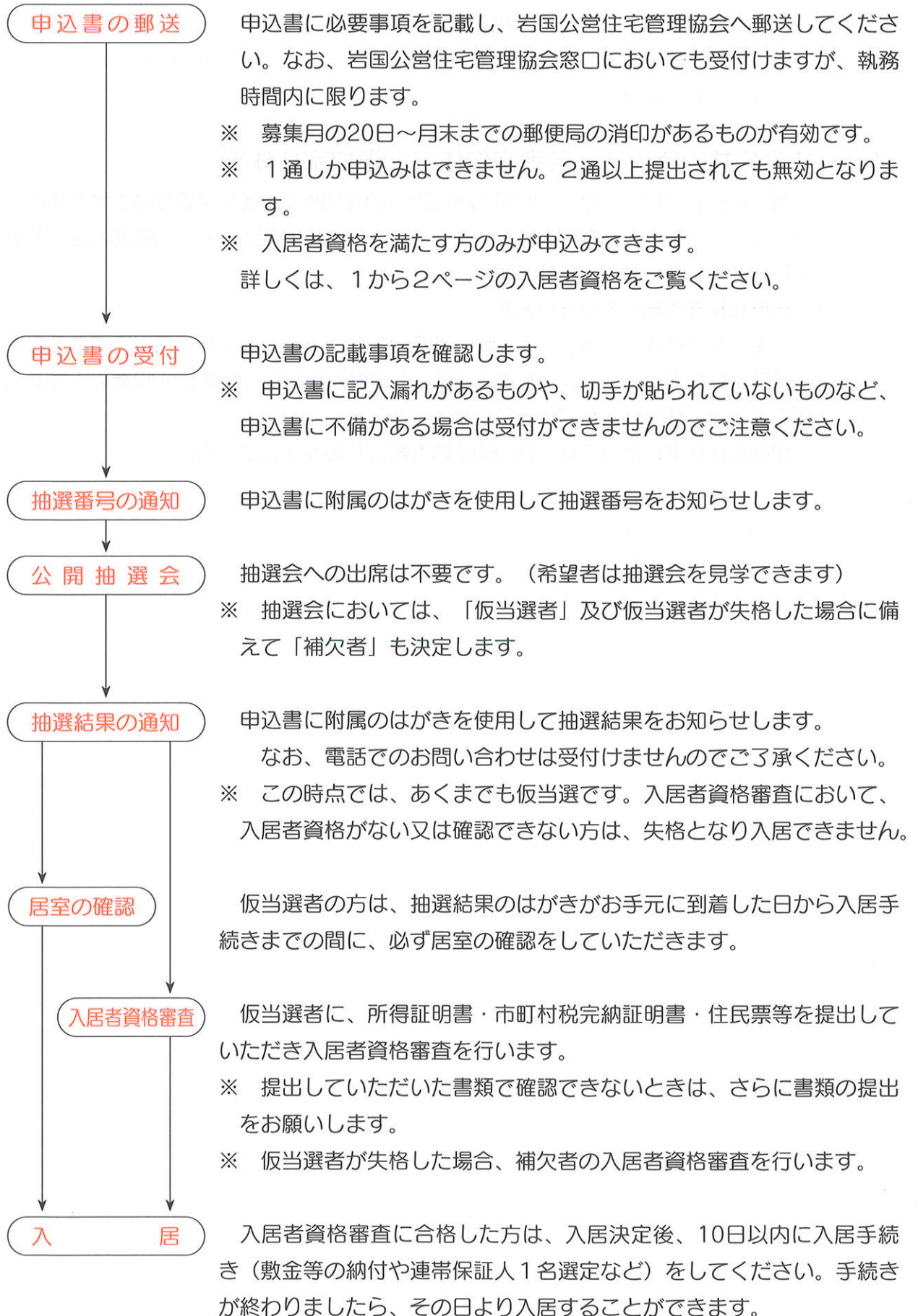
イ 入居しようとする方の人数が4名以上で、かつ、そのうちの3名以上が12歳以上である場合

(3) 特定公共賃貸住宅・若者定住住宅・単独定住住宅

- ① 現に同居し、または同居しようとする親族（内縁関係にあるもの及び婚約者を含む）がある方。ただし、中の瀬（木造1階）、宇佐、大原、門前さくら、門前あおば、和田、給田原団地については、単独入居可。
- ② 市町村税を滞納していない方等
- ③ 特定公共賃貸住宅にあつては、政令月収158,000円以上487,000円以下であること
- ④ 若者定住住宅にあつては、家賃の2倍以上の収入があり、世帯主が40歳以下であること。また、住宅に困っていることが明らかの方。
- ⑤ 単独定住住宅にあつては、毎月の家賃を納入し得る収入であること

年齢等の入居資格の基準日は、当該募集の申込み締切日となります。

## 2 申込みから入居までの流れ



### 3 申込みの無効・失格と注意事項について

#### (1) 申込みの無効・失格

次のような場合は、申込みを無効とします。

また、受け付けた後、抽選で仮当選しても失格となります。

- ① 申込書に虚偽の記載があったとき
- ② 申込書に必要な事項が記載されていないとき
- ③ 入居者資格がないとき又は入居者資格審査期間中に入居者資格が確認できないとき
- ④ 優先枠住戸に申込みをされた方が優先枠対象者の資格を有していないとき
- ⑤ 友人等の寄合世帯での申込みや、世帯を不自然に分割（合併）した申込みをしたとき
- ⑥ 重複申込みしたとき〔1回の募集において1世帯（婚約者との申込みの場合等も1世帯とします）から2通以上申込みをしたとき〕
- ⑦ 申込者、同居又は同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるとき

#### (2) 注意事項

- ① 申込書に所定料金の切手を2ヶ所（はがき）に貼っていないときは受付ができません。
- ② 記入の訂正は、二重線で消してください。
- ③ 入居の時に申込書に記載した方全員が同時に入居できることが必要です。  
※ 申込み後、同居親族に変更があった場合は入居できません。  
婚約者が変わった場合も同じです。
- ④ 婚姻予定者で申込みをされる方は、募集申込締切日から3ヶ月以内に結婚し入居できることが条件となり、入居者資格審査において、媒酌人による婚約証明等が必要になります。なお、入居手続きは、入籍を確認した後に行うことになります。
- ⑤ 仮当選者の方は、抽選結果のはがきが手元に届いた日から入居手続きまでの間に、必ず居室の確認をしていただきます。
- ⑥ 仮当選した後に実施する入居者資格審査に合格して、入居手続き（敷金等の納付や連帯保証人1名選定など）を経て、はじめて入居できます。
- ⑦ 募集を行う住戸は、それぞれ設備が異なりますので、住戸の設備等についてはお問い合わせください。



## 4 優先入居について（市営住宅・改良住宅）

市営住宅と市営改良住宅の一般住宅の募集において、同一団地内に同一住戸タイプの募集戸数が2戸以上ある場合に、次のような優先入居を行います。

- ※1 募集戸数が1戸の場合は、優先入居を行わず、単純抽選となります。
- 2 特定目的住宅と店舗付住宅については、優先入居は行いません。
- 3 優先枠住戸が設定された団地すべてにエレベータやバリアフリー仕様などが備わっているわけではありませんので、設備等については岩国公営住宅管理協会へお問い合わせください。

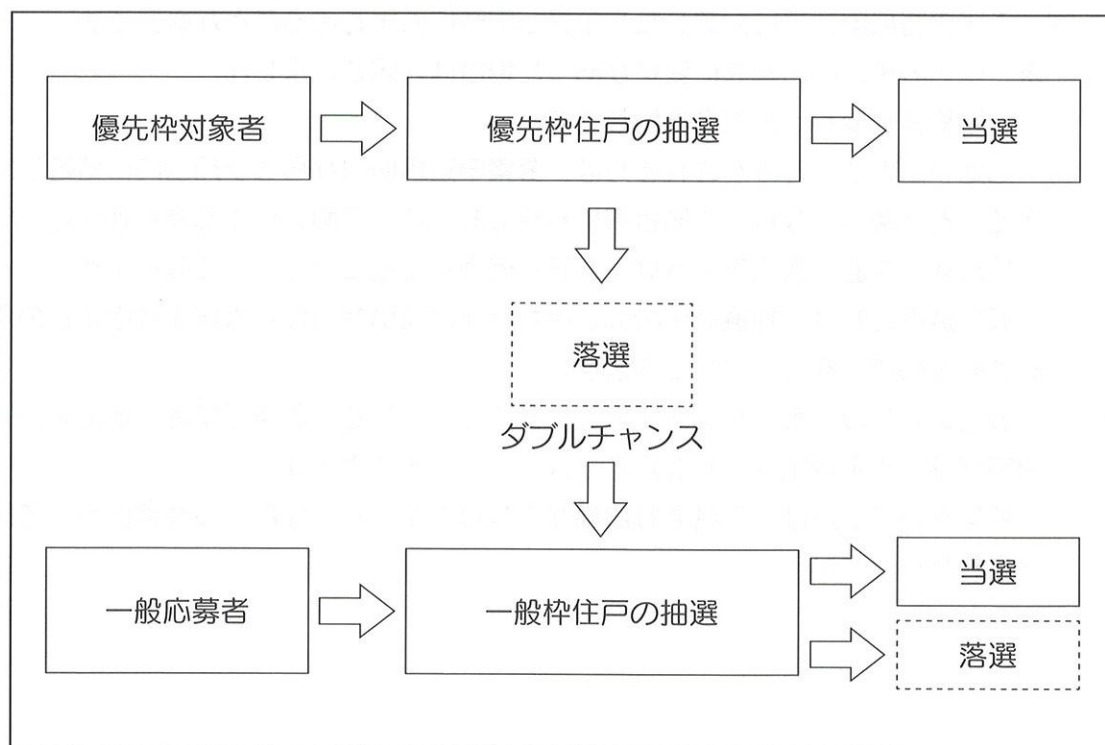
### (1) ※優先枠対象者

母子・父子世帯、高齢者世帯、身体障害者、精神障害者、知的障害者、戦傷病者、引揚者、炭鉱離職者、要介護者、原子爆弾被爆者、ハンセン病療養所入所者等、生活保護受給者、DV被害者、犯罪被害者等 → 詳しくは、7ページをご覧ください。

### (2) 内容

- ① 同一団地・同一住戸タイプの募集戸数のうち、 $\frac{1}{3}$ （一戸未満の端数がある場合は四捨五入）を優先枠として確保し、優先枠対象者のみを対象に抽選を行います。
- ② 優先枠対象者は、優先枠住戸の抽選に落選した場合でも、一般枠住戸で再度抽選に参加する（ダブルチャンス）ことができます。

### (3) 抽選の概略図



※優先枠住戸に応募者がなかった場合には、一般枠住戸として扱います。

※ 優先枠対象者

1 入居しようとする方が次のいずれかに該当する場合

母子世帯 父子世帯	配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含む。）のいない方で、20歳未満の扶養親族がある方
高齢者世帯	① 入居申込者が60歳以上（単身者の場合） ② 入居申込者が60歳以上で、かつ、同居者のいずれもが配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含む。）又は18歳未満の方若しくは60歳以上の方である場合

2 入居しようとする方の中に、次のいずれかに該当する方がおられる場合

身体障害者	身体障害者手帳の交付を受けている方で障害の程度が1級から4級までである方
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で障害の程度が1級又は2級である方
知的障害者	療育手帳がA又はBの方
生活保護受給者	生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者
戦傷病者	戦傷病者手帳の交付を受けている方で障害の程度が特別項症から第6項症まで又は第1款症である方
引揚者	海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方
炭鉱離職者	炭鉱離職者求職手帳の発給を受けた方で、かつ、その手帳が失効していない方
要介護者	介護保険法第7条第3項に定める要介護者
原子爆弾被爆者	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方
ハンセン病療養所入所者等	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

3 入居しようとする方で、次の要件に該当する場合

D V 被害者	施設の保護終了日又は裁判所の保護命令決定日から5年以内の方、又は婦人相談所等による配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書等が発行されている方
犯罪被害者等	犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった方

※年齢等の基準日は、当該募集の申込み締切日となります。

## 5 入居者資格審査について

### (1) 入居者資格審査

仮当選した方には、入居者資格を確認するため、入居者資格審査を受けていただきます。抽選会の翌日から7日程度後に開始し、審査期間は平日の5日間程度です。

#### ① すべての方に提出していただく書類

- ア 住宅入居申込書（資格審査用）
- イ 申込者及び同居しようとする親族全員の住民票の写し
  - ・ 続柄の記載のあるもの、世帯全員の証明のあるものとしてください。
- ウ 申込者及び同居しようとする親族全員の市町村長が発行する市町村税の滞納がないことを証する書類
- エ 申込者及び同居しようとする親族全員の市町村長が発行する所得証明書
  - ・ 入居しようとする方の中に、下表に該当する方がおられる場合は、状況によりそれぞれの書類が必要です。

該 当 者	提 出 書 類
(1) 年金所得者	源泉徴収票
(2) 給与所得者	源泉徴収票
年の途中で、就職（転職を含む）・退職された方	給与支払証明書、退職証明書又は雇用保険受給証明書
(3) 事業所得者	確定申告書の写し

- オ 申込者及び同居しようとする親族全員（未成年者を除く）の市町村長が発行する無資産証明書
- カ 借家にお住まいの方は、賃貸借契約書又は家賃領収書の写し
  - ※特定公共賃貸住宅及び単独定住住宅を申し込まれる場合はオとカは不要です。

#### ② 申込者の状況によって提出していただく書類

- ア 母子世帯・父子世帯・単身世帯の方は、戸籍謄本の写し
- イ 引揚者の方は、海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないことを証する書類
- ウ 炭鉱離職者の方は、炭鉱離職者求職手帳の写し
- エ 身体障害者の方は、身体障害者手帳の写し
- オ 精神障害者の方は、精神障害者保健福祉手帳の写し
- カ 知的障害者の方は、療育手帳の写し
- キ 戦傷病者の方は、戦傷病者手帳の写し
- ク 原子爆弾被爆者の方は、医療特別手当証書又は特別手当証書の写し
- ケ 要介護者の方は、市町村長の証明
- コ ハンセン病療養所入所者等の方は、国立ハンセン病療養所等の長（廃止された市立ハンセン病療養所に入所していた方は厚生労働省健康局疾病対策課長）の証明
- サ 生活保護受給者の方は、保護決定通知書または福祉事務所長の証明
- シ 中国残留邦人等支援受給者の方は、直近の支援給付決定通知書の写し
- ス 婚姻予定者の方は、結婚式場の予約証明書又は婚約証明書（媒酌人等による証明）
- セ DV被害者の方は、裁判所の保護命令決定書の写し（県男女共同参画相談センター等の配偶者暴力相談支援センターにおいて一時保護を受けた又は受けている方、婦人保護施設の入退所者については、その確認・照会のため、同所長又は同施設長から意見書を入手させていただきます。）又は、婦人相談所長等による配偶者

からの暴力の被害者の保護に関する証明その他これに準ずる書類

ソ 犯罪被害者等の方は、犯罪被害にあった事実を証する書類

③ 単身で申込みをされた方で、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする場合に提出していただく書類

単身入居の入居者資格認定のための申立書。なお、該当市町村福祉部局に対する意見照会により、常時の介護を必要とするが、居宅で受けることができないか受けることが困難であると判断された場合は、入居は認められません。（加えて、精神障害者又は知的障害者の方は、必要な居住支援体制が受けられることも必要です）。

④ その他必要に応じて提出していただく書類

ア 事実関係を証する書類の提出を求める場合があります。

イ 仮当選を辞退する場合は、辞退届を提出していただきます。

## (2) 入居者資格審査で失格となった場合の取扱い

仮当選者が入居者資格審査で失格となったとき又は入居を辞退したときは、抽選において補欠となった方の補欠順位に従い、同様の入居者資格審査等を行った上で、入居手続きを行います。

※ 失格となり入居できない事例

- ① 入居者資格がない
- ② 入居者資格審査期間内に入居者資格が確認できない
- ③ 優先枠住戸に申込みをされた方について、優先枠対象者であることが確認できない
- ④ 申込者、同居又は同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第6号に規定する暴力団員であるとき等

## (3) 入居手続きについて

入居者資格審査で入居要件の確認がなされた方は、次の入居手続きを行ったうえで入居することができます（入居手続きの期限は、入居決定後10日以内です）。なお、婚姻予定者については、原則として、入籍を確認後、入居手続きを行います。

- ① 住宅請書（住宅の賃貸借契約書となるものです）等の提出
- ② 当月分住宅使用料（鍵をお渡しする日から起算した当月分の日割り家賃）の納付
- ③ 敷金（住宅使用料の3ヵ月分）の納付
- ④ 連帯保証人（次の要件を全て満たす）1名選定
  - ・ 入居者と同等以上の収入があり、独立した生計を営んでいること
  - ・ 市民税が課税されていること
  - ・ 市税の滞納がないこと
- ⑤ 身元引受人1名選定（連帯保証人との重複可）
  - ・ 単身で入居される方は、身元引受書等の提出が必要となります。
- ⑥ その他 駐車が有料となる団地については、別途当月分駐車場使用料の納付が必要となります。

※ 駐車場は、1戸につき1台のみの使用となります。1戸で2台以上の車を使用する場合は、2代目以降の車については、各自で市営住宅等敷地外に適法な保管場所を確保していただくこととなります。

※ 市営住宅等では、犬、猫などのペット（盲導犬、介助犬及び聴導犬を除く）は飼えません。

※ 入居契約後（請書提出後）、住宅を退去する場合は、入居期間及び破損、汚損の程度にかかわらず、畳の表替え、襖の張り替えが必要となります。

## 6 収入基準について

### (1) 申込資格における収入基準

申込者及び親族（婚約者等を含む。）で収入のある方全員の総所得金額（過去1年間における所得税法によって算出した所得額）から、該当する次に掲げる額を控除した額を12で除した額（政令月収）が、市営住宅については一般世帯が158,000円以下、裁量世帯（高齢者及び障害者等の世帯）が214,000円以下、裁量世帯（過疎地域の市営住宅に入居する世帯）が259,000円以下、市営改良住宅は一般世帯が114,000円以下、裁量世帯（高齢者及び障害者等の世帯）が139,000円以下、特定公共賃貸住宅は158,000円以上487,000円以下であることが必要です。

- ① 同居親族及び扶養親族1人につき380,000円
- ② 老人扶養親族(70歳以上の者)1人につき100,000円(老人控除対象配偶者を含む。)
- ③ 特定扶養親族(16歳以上23歳未満の者)1人につき250,000円
- ④ 障害者1人につき270,000円(特別障害者にあつては400,000円)
- ⑤ 寡婦または寡夫1人につき270,000円

※ 年齢等の基準日は、当該募集の申込み締切日となります。

※ 裁量世帯については1ページをご覧ください。

### (2) 給与所得者が2人の場合の計算例（申込家族4人、うち障害者1人）

区 分	所得証明書上の表示	総 収 入 金 額	総 所 得 金 額
	源泉徴収票上の表示	支 払 金 額	給与所得控除後の金額
申 込 者 の 収 入		3,000,000 円	① 1,920,000 円
妻 の 収 入		1,418,000 円	② 768,000 円
			③ 2,688,000 円

合計総所得金額	一般控除	特別控除	
(①+②=③)	－ (380,000円×3)	－ (障害者控除)	= 控除後総所得金額
2,688,000円	－ 1,140,000円	－ 270,000円	= 1,278,000円

$$\frac{1,278,000\text{円}}{12\text{ヶ月}} = \underline{\underline{106,500\text{円}}}$$

政令月額  
市営、改良住宅とも申込資格があります。

もう一度確認してください。  
 ① 太枠内に書きもれはありますか。(裏面も記入してください。)  
 ② 所定料金の切手を二か所(はがき)にはりませんか。(裏面も記入してください。)  
 ③ 書きもれがあると受付ができない場合がありますので御注意ください。

- ※ 太枠内については記載もれのないようにしてください
- ※ 記入の訂正は、その箇所には訂正印を押印してください
- ※ 「募集状況一覧表」で募集团地等を確認してください

※ 現在働いていない場合は無職と記入します

※ 必ず所定料金の切手をはってください

※太枠内について記入してください。

お申込み 団地	<input type="checkbox"/> □ □ 団地	住宅 区分	<input checked="" type="radio"/> 市営 ・市営シルバー ・改良 ・特公賃 ・若者 ・単独
申込 区分	<input checked="" type="radio"/> 一般枠 ・優先枠(障害者等) ・特定目的住宅	住戸 タイプ	・単身向け ・1(L)DK <input checked="" type="radio"/> 世帯向け ・2(D)K ・多家族向け <input checked="" type="radio"/> 3(L)DK以上

※お申込みの団地名を記入し、該当項目に○をしてください。

市営住宅等入居申込書

抽選番号

(あて先)  
岩 国 市 長

〇〇年〇〇月〇〇日

次の(1)から(3)に該当する場合、申し込みを無効とされても異議のないことを誓約し、次のとおり申し込みます。

なお、この申込書の記載内容が事実であることを確認するため関係機関に照会することを同意します。

- (1) この申し込みの内容が事実と相違するとき
- (2) 入居資格がない場合
- (3) 申込者、同居又は同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員である場合

申 込 者	住 所	〒740-8585 岩国市今津町一丁目14番51号
	フリガナ	イワクニ タロウ
	氏 名	岩 国 太 郎 ☎ 0827 - 00 - 0000
	勤務先名称	□□株式会社 ☎ 0827 - 00 - 0000

※屋間に連絡がとれる電話番号を必ず記載してください。

入居しようとする方	氏 名	年齢	生年月日	続柄
	岩 国 太 郎	50	S00.00.00	本人
	岩 国 花 子	50	S00.00.00	妻
	岩 国 一 郎	13	H00.00.00	長男

(切りはなさないで、折りたたんで封筒に入れてください。)

郵便 は が き

所定料金の切手を必ずはってください。

7 4 0 - 8 5 8 5

住 所	岩国市今津町一丁目14番51号
	様方

氏 名	岩 国 太 郎 様
--------	-----------

※あなたの住所・氏名・郵便番号をハッキリと記入してください。

【差出人】  
岩国公営住宅管理協会

郵便 は が き

所定料金の切手を必ずはってください。

7 4 0 - 8 5 8 5

住 所	岩国市今津町一丁目14番51号
	様方

氏 名	岩 国 太 郎 様
--------	-----------

※あなたの住所・氏名・郵便番号をハッキリと記入してください。

【差出人】  
岩国公営住宅管理協会

(切りはなさないで、折りたたんで封筒に入れてください。)



もう一度確認してください。

① 太枠内に書きもれはありますか。(裏面も記入してください。)

② 所定料金の切手を二か所(はがき)にはりませんでしたか。

書きもれがあると受付ができない場合がありますので御注意ください。

はらわれていないものは受付ができません。

※太枠内について記入してください。

お申込み 団地	団地	住宅 区分	・市営 ・市営シルバー ・改良 ・特公賃 ・若者 ・単独
申込 区分	・一般枠 ・優先枠(障害者等) ・特定目的住宅	住 戸 タ イ プ	・単身向け ・1(L)DK ・世帯向け ・2(D)K ・大家族向け ・3(L)DK以上

※お申込みの団地名を記入し、該当項目に○をしてください。

市営住宅等入居申込書

(あて先) 岩国市長

抽選番号

年 月 日

次の(1)から(3)に該当する場合、申し込みを無効とされても異議のないことを誓約し、次のとおり申し込みます。

なお、この申込書の記載内容が事実であることを確認するため関係機関に照会することを同意します。

(1) この申し込みの内容が事実と相違するとき (2) 入居資格がない場合

(3) 申込者、同居又は同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員である場合

申 込 者	住 所	〒
	フリガナ	
	氏 名	☎ - -
	勤務先名称	☎ - -

※昼間に連絡がとれる電話番号を必ず記載してください。

入 居 し よ う と す る 方	氏 名	年齢	生年月日	続柄
			. .	本人
			. .	
			. .	
			. .	

(切りはなさないで、折りたんで封筒に入れてください。)

郵便はがき

所定料金の切手を必ずはってください。

□ □ □ □ □ □ □ □

住 所	
	様方

氏 名	様
--------	---

※あなたの住所・氏名・郵便番号をハッキリと記入してください。

【差出人】  
岩国公営住宅管理協会

郵便はがき

所定料金の切手を必ずはってください。

□ □ □ □ □ □ □ □

住 所	
	様方

氏 名	様
--------	---

※あなたの住所・氏名・郵便番号をハッキリと記入してください。

【差出人】  
岩国公営住宅管理協会

(切りはなさないで、折りたんで封筒に入れてください。)



御注意

- ① 申し込みは1世帯1通に限ります。(2通以上申し込むと失格です。)
- ② 当選した後に実施する入居者資格審査に合格して初めて入居できます。
- ③ 申込書に記載した方全員が入居することが必要です。

抽選番号のお知らせ

団地名		
区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市営住宅</li> <li>・特定公共賃貸住宅</li> <li>・若者定住住宅</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改良住宅</li> <li>・単独定住住宅</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般枠</li> <li>・特定目的住宅</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優先枠</li> <li>・シルバーハウジング</li> </ul>
住戸タイプ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単身向け</li> <li>・世帯向け</li> <li>・多家族向け</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1(L)DK</li> <li>・2(D)K</li> <li>・3(L)DK 以上</li> </ul>

抽選番号	
------	--

※抽選番号は、記入しないでください。

・抽選会の開催について

年 月 日 13時30分から にて開催

※抽選会は、自由に見学できます。抽選会を見学する場合は、必ずこのはがきをお持ちください。

抽選結果のお知らせ

団地名		
募集時期	年	月募集
募集区分	・空家	・新築

※団地名・募集時期を記入し、募集区分の該当項目を○で囲んでください。

抽選番号		
抽選結果	仮当選しました ( 棟 号室) ※後日、入居者資格審査案内を送付します。期間内に資格審査を受けてください。	
	落選しました	
	補欠となりました ・一般枠 補欠第 位 ・優先枠 補欠第 位	

※抽選番号以下は、記入しないでください。

※抽選結果は、今回限りとなります。

入居申込者確認事項

※ 以下の質問について、必ず記入してください。

- ① これまでに市営住宅又は改良住宅に申し込んだことがありますか。
  - 1 無
  - 2 有 ( 回)
- ② 今住んでいる住宅の種類は何ですか。
  - 1 親族の家
  - 2 民間賃貸住宅
  - 3 社宅、寮、官舎
  - 4 間借り
  - 5 その他 ( )
- ③ 市営住宅又は改良住宅の応募理由は何ですか。(複数回答可)
  - 1 家賃が高い (現在の家賃 円)
  - 2 住宅が狭い (現在の部屋数 室 畳)
  - 3 設備が不十分
  - 4 結婚のため
  - 5 住宅の老朽化
  - 6 立退要求を受けている
  - 7 通勤困難なため
  - 8 その他 ( )
- ④ あなたの世帯又は入居しようとする方について、該当する番号をすべて○で囲んでください。
  - 1 高齢者世帯
  - 2 母子世帯
  - 3 父子世帯
  - 4 単身世帯
  - 5 生活保護世帯
  - 6 身体障害者 (1～4級)
  - 7 精神障害者 (1、2級)
  - 8 知的障害者 (精神障害1、2級程度)
  - 9 原子爆弾被爆者
  - 10 戦傷病者
  - 11 炭鉱離職者
  - 12 引揚者
  - 13 ハンセン病療養所入所者等
  - 14 要介護者
  - 15 婚姻予定者
  - 16 多子世帯
  - 17 DV被害者
  - 18 犯罪被害者等

(一社)岩国公営住宅管理協会

〒740-8585 岩国市今津町1-14-51 岩国市役所本庁内5F  
TEL 0827-28-6380 FAX 0827-28-6381